

9 月 7 日 (第 1 号)

令和2年豊能町議会9月定例会議会議録目次

令和2年9月7日（第1号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開会の宣告	……………	4
町長あいさつ	……………	4
開議の宣告	……………	4
会議録署名議員の指名	……………	4
（報告）		
第7号報告	専決処分の報告の件（令和2年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件）……………	4
第8号報告	専決処分の報告の件（工事請負契約の一部変更について）……………	5
（議案提案説明・質疑・討論・採決）		
第59号議案	豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	5
第60号議案	豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	9
（議案提案説明）		
第61号議案	豊能町税条例改正の件……………	9
第62号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件…	10
第63号議案	豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件……………	11
第64号議案	豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件……………	11

第 6 5 号議案	豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行 について……………	1 2
第 6 6 号議案	令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定補正予算（第 2 回）の件……………	1 2
第 6 7 号議案	令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補 正予算（第 2 回）の件……………	1 3
第 1 号認定	令和元年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定 について……………	1 4
第 2 号認定	令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定歳入歳出決算の認定について……………	1 6
第 3 号認定	令和元年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 7
第 4 号認定	令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	1 8
第 5 号認定	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳 入歳出決算の認定について……………	1 9
第 6 号認定	令和元年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	2 0
第 6 8 号議案	令和 2 年度豊能町一般会計補正予算（第 6 回） の件……………	2 1
散 会 の 宣 告	……………	2 4

令和2年豊能町議会9月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和2年9月7日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	井川 佳子	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	内田 敬
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	上浦 登
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	高木 仁
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和2年9月7日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 第 7 号報告 | 専決処分の報告の件（令和2年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件） |
| 日程第 3 | 第 8 号報告 | 専決処分の報告の件（工事請負契約の一部変更について） |
| 日程第 4 | 第 59 号議案 | 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 第 60 号議案 | 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 第 61 号議案 | 豊能町税条例改正の件 |
| 日程第 7 | 第 62 号議案 | 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 8 | 第 63 号議案 | 豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件 |
| 日程第 9 | 第 64 号議案 | 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 10 | 第 65 号議案 | 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について |
| 日程第 11 | 第 66 号議案 | 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件 |
| 日程第 12 | 第 67 号議案 | 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件 |
| 日程第 13 | 第 1 号認定 | 令和元年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 第 2 号認定 | 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 第 3 号認定 | 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計診療 |

		所施設勘定歳入歳出決算の認定について
日程第16	第4号認定	令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	第5号認定	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
日程第18	第6号認定	令和元年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	第68号議案	令和2年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年豊能町議会9月定例会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、議員間の距離を取るため、通常の議席場所から変更しております。

皆様にはマスクの着用をさせていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままをお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただきまして、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、おはようございます。

豊能町議会9月定例会議の開会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私大変お忙しい中、お集りをいただきましてありがとうございます。また、本町の行政運営に対し深い御理解とそして御協力を賜りまして深く御礼申し上げます。

過去最大の勢力を維持しながら、今、九州のところから北上しておりますけれども、大阪のほう、近畿圏には直接の被害がございませんでしたけれども、まだ暴風圏内が強い状態で残っているということでございますので、引き続き注意をしていきたいと思っております。さらにこれから南からの強風と局地的な激しい雨も警戒が必要ということでございます。我々行政にとって住民の皆様

さんの安心・安全というのは最後のとりででございます。日頃の安全パトロールとともに防災に関する取組を全庁挙げてしっかりと取り組んでいきたいと存じます。

本定例会議におきまして提出させていただいております議案は、専決報告2件、人事2件、条例改正4件、補正予算3件、決算認定6件、その他1件、合計18件でございます。大変お忙しいと思っておりますけれども、御審議、御審査そして御同意を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、9月定例会議の会議期間は、本日から9月25日までの19日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番・川上勲議員及び1番・長澤正秀議員を指名いたします。

ここで私から報告事項がございます。

9月4日に教育委員会より、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されましたことを御報告いたします。

日程第2「第7号報告 専決処分の報告の件（令和2年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件）」の報告を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

皆様、おはようございます。

第7号報告、専決処分の報告の件（令和2年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件）について、御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

本件は、災害により緊急に必要なとなった予算について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは専決第4号の補正予算書の1ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第5回）でございます。専決日は令和2年8月7日でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に8,170万3,000円を増額し、総額を90億9,529万3,000円とするものでございます。

それではまず歳出から御説明申し上げます。7ページをお開き願います。

款11・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費でございますが、光風台6丁目の緑地の土砂災害について仮復旧工事を施工するため、8,170万3,000円を増額するもので、これにより工事請負費の予算は9,900万3,000円となります。

次に歳入について御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整として増額するものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第8号報告 専決処分の報告の件（工事請負契約の一部変更について）」の報告を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第8号報告、専決処分の報告の件について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、先ほど専決処分の第7号報告で御説明をさせていただきました補正予算に基づきまして、工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にいたしましたので、同条第2項の規定により御報告させていただきますものでございます。

それでは、専決処分といたしました工事請負契約の一部変更の内容につきまして御説明いたします。

議案書の3ページを御覧いただけますでしょうか。

専決第5号といたしまして、令和2年度光風台6丁目緑地安全対策工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するとさせていただきますいております。

専決日は令和2年8月7日でございます。

契約の目的は、令和2年度光風台6丁目緑地安全対策工事。契約金額は変更前が1,727万円、変更後が9,900万2,200円でございます。

契約の相手方は、大阪府豊能郡豊能町野間口149番地の2、岩田建設株式会社代表取締役岩田直樹でございます。

説明は以上でございます。御報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第4「第59号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第59号議案、豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明させていただきます。

議案書の4ページを御覧願います。

本件は教育委員会委員の任期満了に伴う

同委員の任命に際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方の御住所は、光風台6丁目10番地11、お名前は富永彰一さん、生年月日は昭和26年6月15日でございます。富永さんは大阪教育大学を御卒業後、大阪市、能勢町、豊能町及び豊中市公立学校において教員、教頭、校長を歴任され、教育の造詣が深く、教育委員として大いに活躍いただけるふさわしい方だと存じます。なお、任期は令和2年10月23日から4年間でございます。

説明は以上でございます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。
管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

皆様、おはようございます。5番・管野英美子でございます。

この富永彰一さんについては何の異論もございませんが、前任者がおやめになった経緯をお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。
塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

経緯でございますけれども、各委員の任期に關しましての御質問ですけれども、お願いをしております、就任をいただくということでございます。まずは御本人の御意向を確認しなければなりません。任期に関する法律の定めがありますけれども、任期回数（回数）の定めがあるものは非常に少ない。お願いする委員によりましては、異なりますけれども、通常2期が一番多く、続いて3期が実態でございます。言い換えれば教育

委員は4年の任期でございますので、そのほかの委員は3年ということで、ほぼ大体10年前後となっておりますので、それに従いまして御要望をさせていただいたというところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

来年の10月に任期の来る委員さんは20年以上委員をされています。7年前に石塚教育長に、3年前には教育次長だったと思いますが、長過ぎると事前に言いに行きましたら、7年前にも3年前にも、町長、教育長、次長も数年で変わってしまう。今は小中一貫教育や学校再配置の問題で大切なときだから経緯が分かる人に続けてくださいとお願いしたと伺いました。今の時期もそうじゃないのかと思います。小さい小学校の校長をされ、経験に基づいて意見を述べられていました。私は議員になってほぼ毎回、教育委員会会議を傍聴しておりますが、この方は事あるごとに国語教育の充実とおっしゃっていました。これだけおっしゃっている、そして先生方も国語に力を入れていただいていたにもかかわらず、昨年の小学校の国語の平均値は大阪府と一緒、全国平均を何と3.8ポイントも下回ったんです。こういう的確なアドバイスをされている教育委員さんをなぜ引き止めなかったのかと思うと残念でなりません。引き止めなかったのですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

もちろん遺留をお願いを申し上げました。そして本人の御意向を確認させていただいたところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

本人に伺ったら分かることですが、2期で辞めてくださいとおっしゃったのですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

2期でお辞めくださいというようなお話しはしておりません。全体としての大きな流れとして2期、3期というところが多いという御説明はさせていただきました。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

今伺ったような質問にはなると思うんですけど、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書というのを教育委員会から頂いてるんですけど、その中で教育委員会構成という表がございまして、今回任期満了っておっしゃられた方は平成24年御着任でいらっしゃいます。そうするとほかにも平成9年から着任されて頑張っておっしゃる方もいらっしゃいますし、ここの5人の教育委員の中では2番目に若いというか、期でいいますと、方でいらっしゃいました。私もそんなにたくさん教育委員会を見にいったわけではないんですけど、でも意見交流会とかしたときもやはり活発に意見を申されてましたし、何せ小さい小規模な学校の校長先生をなさった御経験が、今、1小1中か2小2中か行方をさまよってるうちの教育現場について、将来の、とてもよい意見をお持ちだったと思うので、私は町長ではないですけど、留任を勧めてほしかったなと思うんですけど、町長はそういうお考えはなかったんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

考えがなかったのかというと、考えはもちろんございました。ただ、教育委員会の運営規則によりましても、いわゆる各委員がオーバーラップをするということになっておりました。したがって継続性というのは十分担保できると。そして皆さんのタイミングという、いわゆる任期満了に伴う段階で御意向を確かめさせていただいてお願いをするということになります。今回の場合は御意向も確認をさせていただきながら、そして継続性を視野に入れながら、任期満了のところによる改選ということは今後お願いをしていこうというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

今、管野議員、井川議員ともにお話しされていたと思いますが、今は豊能町、学校再配置の大事なときです。これ急にお願いますじゃなくて、これまでの流れがあった上で、しかも今回変わろうとしてるわけですから、継続性を考えたとき私は引き止めてしかるべきだったなと思うんですけど、もちろん本人の意向もあるでしょうけども、町長もちろん、今、先ほど引き止められたっていうふうにおっしゃってましたけども、ではこの教育委員の方、非常に熱心でした。御辞退されるその思いというのはどのように受け止められましたでしょうか。お話しされたと思いますので、ぜひその辺りをお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

まず教育委員さんにおかれましては非常に皆さん熱心でございます。教育への思いそのものは十分皆さん同じだということに思います。今回、御説明をさせていただいたとき、御意向を確認させていただいたときは、2期、これで私は留任は考えていないということをおっしゃられましたので、それに従いましてお話をさせていただいたというところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ということは留任されないその理由というのをお聞きしてないということですね。お尋ねされてないんですか。相手の今回お辞めになるという教育委員の方に、町長はまずは継続性の話をされたと。併せて大体2年、3年ですというお話もされたと。でも今回おやめになるっていう。私はなぜ辞退されたのかというところをお聞きしたつもりなんですけども、相手の方が。その御説明を何とお話ししてたかお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

まず第1番目は本人の御意向ということで、その御意向の中には今回でお辞めになるということが一番最初に申し上げられましたので、その御意向、留任に関してももちろんお願いをいたしましたけれども、今回でお辞めになるというお話がございましたので、それ以上深く聞くということはその場ではございませんでした。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

先ほど冒頭言いましたように、豊能町は今、学校再配置の大事な時期です。町長もちろんそのことも十分御存じだと思いますし、これまでの経緯のこともあります。ですから当然経緯をよく知っている方に遺留してもらうのが町としても一番ありがたいことだと思います。ただ相手はもちろん今回はもう継続は控えたいという思いを持っていることに対しては別にどうこう言うつもりはないんですけど、町長として、町としてなぜ継続されないのかという、そのところは全くお聞きにならなかったということですね。私はそのところを知りたいんですね。大事なところだと思うんです。町の教育委員会の在り方としても。よろしく、そのところお願いしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

まず委員さんの御意志ということですがけれども、継続性を持ってということですので非常に大事な時期でありますし、今までの経過もその委員会全体でお分かりでございますので、そのときに長年お努めになった方が留任を希望されないというときには、やはりこれは、もちろん留任のお願いもいたしますけれども、御意志にやっぱり従うべきであろうというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第59号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5「第60号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

第60号議案、豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして御説明申し上げます。

議案書第5ページを御覧ください。

本件は固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う同委員の選任に際し、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方の御住所は、東ときわ台7丁目13番地の3。お名前は小倉巖さん。生年月日は昭和21年8月24日でございます。小倉さんは平成26年から固定資産評価審査委員会委員をお務めいただきしており、このたび引き続き再任をお願いするものでございます。任期は令和2年11月25日から3年間でございます。

説明は以上でございます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永谷幸弘君)

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第60号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6「第61号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長(大西隆樹君)

おはようございます。

第61号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

本件は、地方税法等の改正に伴い、本町税条例において所要の改正を行うものでございます。

それでは条例の概要説明資料及び新旧対照表に沿って御説明を申し上げますので、概要説明資料、新旧対照表3ページを御覧ください。

1点目は個人住民税でございます。地方税における未婚のひとり親及び寡婦控除の見直しに伴い、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有するものについて同一のひとり親控除を適用するものでございます。

次に新旧対照表7ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症防止緊急経済対策に係る税制上の措置として寄附金税額控除の特例を新設いたします。これは新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対する入場料金等

払戻請求権を放棄した場合に、当該放棄相当額を寄附とみなし寄附金税額控除の対象とするものです。

次に新旧対照表 8 ページを御覧ください。

同じく新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の支援等への対応として、住宅借入金等特別税額控除に係る入居時期等の適用要件を延長するものでございます。

2 点目は固定資産税でございます。新旧対照表 2 ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症防止緊急経済対策に係る税制上の措置として、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等に事業用家屋及び構築物が追加されたことに伴い、条例で定める固定資産税の課税標準の特例割合を零とするものでございます。

3 点目は軽自動車税でございます。新旧対照表 2 ページを御覧ください。

軽自動車税環境性能割の非課税適用期間を令和 3 年 3 月 31 日まで 6 か月間延長するものでございます。

4 点目は新旧対照表 1 ページ、町たばこ税でございます。

重量比例課税方式が適用されている 1 本当たりの重量が 1 グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、本数課税方式への換算方法の見直しを行うものです。これは令和 2 年 10 月 1 日以降に売渡等がされた軽量な葉巻たばこに適用するものでございます。ただし、経過措置として令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの期間においては 1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこは 0.7 本の葉巻たばことみなします。

最後に、その他としまして引用法令の条項の移動に伴う改正、その他規定の整備を行うものでございます。この条例の施行時期につきましては、個人住民税の改正については令和 3 年 1 月 1 日、固定資産税・軽

自動車税の改正については公布の日から、町たばこ税の改正については令和 2 年 10 月 1 日、令和 3 年 10 月 1 日と段階的に施行いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第 7 「第 6 2 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第 6 2 号議案、豊能町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書 14 ページから 27 ページ及び概要説明書、新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。まず条例の名称につきまして、内閣府令の題名が改められましたため、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に改めるものでございます。

目次におきまして章を整理するとともに、第 2 章に新たに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を追加しておりま

す。

次に第13条では食事の提供に要する費用の取扱いを改めるもので、保育料無償化に合わせて副食費について定めるものですが、保育料無償化は昨年度から実施しており、経過措置がありましたので実質的な変更はございません。

次に第2章で、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準として、第53条から第61条までの条文が追加されました。内容は、第53条で趣旨、第54条で子ども・子育て支援の提供の記録など、第1章の特定教育・保育施設の内容とほぼ同様の内容とするものでございます。

その他、法改正による略称の変更や条項ずれに伴う改正を行っています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第63号議案 豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは第63号議案、豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度及び租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表も併せて御覧いただけますでしょうか。

今回の改正につきましては、まず重度障

害者の医療費の助成に関して、対象施設及び2以上の施設等に継続して入所等をした場合の取扱いについて、国民健康保険法に準拠し、最初の施設に入所する前の市町村が実施主体となる、いわゆる住所地特例について定めること、精神病床への入院について福祉医療費助成の対象とすること、そして租税特別措置法の改正に伴い、同法を引用する国保条例及び介護保険条例に必要な規定を追加し、また同法において特例基準割合の定義を改正されたことに伴い、国保条例、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例の関係する規定の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、福祉医療費助成制度に関する規定は令和3年4月1日から、租税特別措置法の改正に伴う規定は同年1月1日から施行することとし、また経過措置といたしまして原則それぞれの施行日以降について適用し、施行日前に入院等をした対象者については同年11月1日から適用することといたします。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第64号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第64号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、介護保険法の規定により居宅介護支援事業所の人員に関する基準を条例で定めるに当たっては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされており、今般の省令の改正に伴い、省令と同様の改正を行うものでございます。

それでは概要及び新旧対照表も併せて御覧ください。

改正の内容といたしましては、居宅介護支援事業所の管理者となる者は主任介護支援専門員であることを要件といたしますが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものでございます。また、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年9月31日まで猶予するものでございます。

施行日は交付の日とし、管理者要件の緩和については令和3年4月1日からといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第65号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

それでは、第65号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件について御説明をさせていただきます。

お手元の議案書の35ページ、36ペー

ジになります。

本件につきましては、令和2年7月7日及び同月8日の令和2年7月豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を施行するために、土地改良法第96条の4第1項において読み換えて準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき、応急工事計画を定め事業を施行することについて議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、36ページを御覧いただけますでしょうか。

事業名といたしましては、令和2年7月7日及び同月8日の令和2年7月豪雨による災害復旧事業でございます。総事業費は6,509万5,000円、事業施工場所は豊能町木代1147番地ほか19件の20件となり、うち農地が9件、水路が8件、道路が3件となります。事業期間は令和2年9月から令和3年3月までとするものでございます。事業内容につきましては、令和2年7月7日及び同月8日の令和2年7月豪雨により被災した畦畔を含む農地及び水路等の農業用施設の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第11「第66号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第66号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,219万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,079万2,000円とするものでございます。

第2条といたしまして地方債の補正でございます。感染症対策の費用につき国の交付金を原資として一般会計から繰り入れることで起債の必要がなくなったため廃止するものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

款1・総務費、1,219万2,000円は、感染症対策強化のための診療所施設の改築費用及び衛生面に配慮した歯科用チェア、その他感染症対策資機材の購入費用を計上してございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入の説明をいたします。

お戻りいただきまして6ページをお開き願います。

款4・繰入金、先ほど歳出で御説明を申し上げました事業のための1,219万2,000円に次の款6・町債の減分1,430万円を加えた2,649万2,000円を国の感染症対策の臨時交付金を原資として一般会計から繰入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第12「第67号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第67号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,307万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,357万4,000円とするものでございます。

それでは今回の補正内容について歳出より御説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

款5・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の1,361万4,000円につきましては、介護給付費国庫負担金、支払基金交付金、府負担金の過年度追加分として受けたものを基金に積み立てるものでございます。

下段の款7・諸支出金、目2・国府等支出金償還金の945万6,000円は、前年度の介護保険事業における給付実績等の精算により国府等へ償還を行うものでございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、項1・国庫負担金の536万7,000円、款4・支払基金交付金の336万7,000円、款5・府支出金、項1・府負担金の488万円につきましては、いずれも先ほど歳出で説明をさせていただきました過年度追加分の介護給付費交付金でございます。

下段の款8・繰越金の945万6,000円につきましては、令和元年度からの繰越金を歳出で説明しました償還金の財源とす

るものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第13「第1号認定 令和元年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第1号認定、令和元年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を述べ提案説明とさせていただきます。

本件は地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは令和元年度大阪府豊能郡豊能町一般会計・特別会計歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書をお開き願います。

決算書の5ページを御覧ください。

歳入合計は71億8,568万7,194円、歳出合計は70億4,460万1,927円で、差引残高1億4,108万5,267円でございますが、予算繰越により翌年度へ繰り越すべき額7,616万6,332円を差引きしました再差引き後の実質収支額は6,491万8,935円の黒字となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

まず6ページから8ページの歳入について御説明します。

一般会計の歳入合計は、8ページの収入済額最下段の71億8,568万7,194円で、予算現額に対する収入率は88.3%となっております。なお、不納欠損額は200万2,991円、収入未済額は4,612万9,122円となっております。

歳入の主なものとしまして、まず6ペー

ジの款1・町税でございます。令和元年度決算額は17億9,701万4,218円で、前年度と比べてマイナス1,674万9,869円となっております。法人町民税、軽自動車税は増加したものの、主に個人町民税が減少したことによるものでございます。

次に7ページの款8・自動車取得税交付金、款9・環境性能割交付金でございますが、自動車税制の大幅見直しにより、府税である自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されたことに伴い、自動車取得税交付金は前年度と比べマイナス1,507万3,883円、環境性能割は皆増となったものでございます。

款10・地方特例交付金でございます。決算額は3,277万6,000円で、前年度と比べてプラス2,812万9,000円となっております。幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金の増によるものでございます。

款11・地方交付税でございます。決算額は23億5,323万6,000円で、前年度と比べてプラス7,898万円となっております。

款15・国庫支出金でございます。決算額は4億4,298万3,437円で、前年度と比べてプラス6,276万3,711円となっております。その主なものは、障害者自立支援給付費等国庫負担金、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の増によるものでございます。

次に8ページの款16・府支出金でございます。決算額は4億8,989万1,380円で、前年度と比べプラス1億1,409万7,609円となっております。その主なものは、耕地災害復旧費府補助金の増によるものでございます。

款19・繰入金でございます。決算額は5億3,576万5,953円で、前年度と比

べてマイナス8,555万2,009円となっており、その主なものは、土地開発基金の廃止に伴う繰入れの増はあったものの、財政調整基金の取崩しの減によるものでございます。

款21・諸収入でございます。決算額は1億7,838万6,737円で、前年度と比べてプラス6,420万7,634円となっており、その主なものは豊能郡環境施設組合からの返納金、プレミアム付商品券販売収入によるものでございます。

最後に、款22・町債でございますが、決算額は5億3,263万円で、前年度と比べてプラス2億2,323万3,000円となっており、その主なものは、体育施設整備事業債借換債の増によるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、9ページから11ページの歳出について御説明します。

一般会計の歳出合計は、11ページの支出済額最下段の70億4,460万1,927円で、予算現額に対する執行率は86.6%となっております。予算繰越額は1億2,101万1,332円、不用額は9億6,930万4,504円でございます。歳出の主なものでございますが、9ページの款2・総務費は、決算額13億4,378万7,233円で、執行率は92.9%でございます。前年度と比べてプラス1億6,909万6,537円となっており、その主なものは退職手当の増によるものでございます。

款3・民生費は、決算額18億5,113万7,359円で、執行率は93.6%でございます。前年度と比べてプラス6,789万2,966円となっており、その主なものは扶助費の増によるものでございます。翌年度繰越額252万2,232円は、福祉相談支援室開設準備事業でございます。

款4・衛生費は、決算額8億2,875万1,

637円で、執行率は93.1%でございます。前年度と比べてマイナス5,258万2,195円となっており、その主なものは、上水道事業への補助金の減によるものでございます。

款6・農林水産業費は、決算額1億3,488万8,822円で、執行率は78.9%でございます。前年度と比べてプラス5,448万4,144円となっており、その主なものは農業振興事業、農×観光戦略推進事業の増によるものでございます。

10ページの款8・土木費は、決算額4億3,693万5,051円で、執行率は83.8%でございます。前年度と比べてプラス258万9,935円となっており、その主なものは、道路維持費、道路舗装費は減となったものの、ときわ台駅前線整備事業の増によるものでございます。翌年度繰越額2,735万7,000円の主なものは、町道・準用河川等の維持補修事業、道路舗装事業、光風台4丁目通路整備事業でございます。

款9・消防費は、決算額3億9,785万1,387円で、執行率は97.5%でございます。前年度と比べてプラス4,319万1,808円となっており、その主なものは箕面市への消防事務委託負担金の増によるものでございます。

款10・教育費は、決算額11億26万4,006円で、執行率は86.5%でございます。前年度と比べてプラス2億1,170万6,819円となっており、その主なものは子ども・子育て支援事業、ひかり幼稚園、シートスの空調設備改修工事の増によるものでございます。翌年度繰越額8,854万6,000円の主なものは、小中学校の情報機器等整備事業でございます。

款11・公債費は、決算額6億5,436万9,864円で、執行率は100%でございます。前年度と比べてプラス9,284万1,

391円となっており、その主なものは、借換債の発行に伴う元金償還の増によるものでございます。

最後に、11ページの款13・災害復旧費は、決算額1億1,957万7,308円で、執行率は20.8%でございます。前年度と比べてプラス2,759万6,354円となっており、その主なものは、耕地災害復旧事業の増によるものでございます。翌年度繰越額258万6,100円は、牧の宮浦川災害復旧事業災害復旧工事でございます。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、13ページから208ページ、財産に関する調書は361ページ、381ページに記載しております。また、別冊の令和元年度事業評価・主要施策成果報告書も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが決算概要の説明とさせていただきます。御審議の上御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

ここで、議場換気のため暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14「第2号認定 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第2号認定、令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出

決算の認定につきまして、提案の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の213ページをお開き願います。

歳入合計28億9,292万9,799円。歳出合計28億936万9,040円で、差引残高8,356万759円を翌年度に繰り越すものでございます。

214ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

款1・国民健康保険料は、予算現額6億2,008万円、調定額5億8,305万4,700円に対し、収入済額5億7,279万1,600円、収入未済額1,026万3,100円でございます。

款2・国民健康保険税は、予算現額993万2,000円、調定額4,625万9,668円に対し、収入済額1,508万6,183円、不納欠損額369万575円、収入未済額2,748万2,910円でございます。

次に款3・使用料及び手数料でございますが、予算現額25万1,000円に対し、調定額、収入済額とも17万2,200円で、これは保険料等の徴収に係ります督促手数料等でございます。

款4・府支出金は予算現額20億8,581万4,000円に対し、調定額、収入済額とも19億8,215万134円であり、これは国保事業の安定化に資する事業の実施状況などに対し交付される調整交付金や、財政健全化の確保や広域化の推進などの取組に対して交付される都道府県調整交付金等でございます。

款5・繰入金でございますが、予算現額1億7,475万2,000円に対し、調定額、収入済額とも1億6,078万5,972円で、これは一般会計からの繰入金でございます。

款6・繰越金は予算現額1億5,984万6,000円に対し、調定額、収入済額とも1億6,099万8,923円で、前年度からの繰越金でございます。

款7・諸収入は予算現額1万円に対し調定額、収入済額とも94万4,787円で、これは延滞金等の収入でございます。

次に歳出について御説明をさせていただきます。

215ページをお願いいたします。

款1・総務費でございますが、予算現額4,110万円に対し、支出済額3,530万3,794円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険料及び税の賦課徴収等の事務並びに国保運営協議会に要した経費でございます。

款2・保険給付費は予算現額20億4,477万9,969円に対し、支出済額19億3,496万3,038円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款3・国民健康保険事業費納付金は、予算現額8億180万3,000円に対し、支出済額8億180万468円で、大阪府が決定した標準保険料率などにより本町に割り当てられた納付金で、それぞれ大阪府に納めたものでございます。

款4・共同事業拠出金は、予算現額1,000円に対し、支出済額は590円であり、退職者医療共同事業費として国保連合会に拠出した経費でございます。

款5・保健事業費は、予算現額3,104万3,000円に対し、支出済額2,163万4,696円で、特定健康診査及び保健啓発等に要した経費でございます。

款6・基金積立金、款7・公債費につきましては執行額はございません。

款8・諸支出金は、予算現額2,099万2,000円に対しまして、支出済額1,566万6,454円で、これにつきましては国へ

の償還金及び診療所施設勘定に繰り出した経費でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御認定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第15「第3号認定 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

第3号認定、令和元年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の251ページをお開き願います。

歳入合計6,828万9,413円、歳出合計6,001万7,904円で、差引残高827万1,509円を翌年度に繰り越すものでございます。

252ページ、253ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1・診療収入は、予算現額3,368万3,000円に対し、調定額、収入済額とも3,547万7,853円で、これにつきましては内科、歯科の診療収入でございます。

次の款2・使用料及び手数料は、予算現額7万円で、調定額、収入済額とも4万2,160円となっております。これにつきましては診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款3・繰越金は、予算現額1,000円に対し調定額、収入済額とも536万9,96

5円で、前年度の繰越金でございます。

款4・繰入金は、予算現額3,665万円に対し、調定額、収入済額とも2,712万6,000円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款5・諸収入は、予算現額50万1,000円に対し、調定額、収入済額とも27万3,435円でございます。これにつきましては薬の容器代等の雑収入でございます。

次に歳出について御説明をいたします。

款1・総務費でございますが、予算現額5,177万7,480円に対し、支出済額4,381万1,471円でございます。これにつきましては職員の人件費及び診療所の管理運営に要した経費でございます。

次に款2・医業費は、予算現額1,851万2,000円に対しまして、支出済額1,620万6,433円で、これにつきましては薬剤費及び医療費の消耗器材等に要した経費でございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定くださいますようお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第16「第4号認定 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

第4号認定、令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の271ページをお開き願います。

歳入合計5億2,318万7,108円、歳

出合計5億586万154円、差引残高1,732万6,954円を翌年度に繰り越すものでございます。

272ページ、273ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1・後期高齢者医療保険料は、予算現額4億5,424万8,000円。調定額4億5,711万5,213円に対し、収入済額が4億5,397万7,681円、不納欠損額44万5,330円、収入未済額が269万2,202円でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算現額4万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3万900円で、これは保険料徴収に係ります督促手数料の収入でございます。

款3・繰入金は、予算現額5,348万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも5,323万7,646円で、一般会計からの繰入金でございます。

款4・繰越金は、予算現額1,468万5,000円で、調定額、収入済額とも1,594万881円で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

款1・総務費は、予算現額161万4,000円に対しまして、支出済額は139万2,693円でございます。これは賦課徴収事務に要した経費でございます。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額5億612万3,000円に対しまして、支出済額5億416万230円でございます。これにつきましては保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金でございます。

款3・諸支出金は、予算現額90万1,000円に対し、支出済額30万7,231円

でございます。これにつきましては保険料の還付金でございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第17「第5号認定 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第5号認定、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第23条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の289ページをお開き願います。

歳入合計22億1,517万3,130円、歳出合計21億1,463万9,309円でございます。差引残高1億53万3,821円、予算繰越により翌年度へ繰り越すべき額322万3,000円を差し引いた残りの額9,731万821円を翌年度へ繰り越すものでございます。

290ページ、291ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1・保険料、予算現額5億9,962万9,000円、調定額6億1,070万9,079円に対し、収入済額6億453万3,778円、不納欠損額134万923円、収入未済額483万4,378円で、これは第1号被保険者による介護保険料収入でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算現額883万4,000円、調定額、収入済額とも1,477万515円で、これにつきましては

新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料収入でございます。

款3・国庫支出金は、予算現額5億6,639万7,000円に対し、調定額、収入済額とも3億6,985万1,829円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する国庫負担金、補助金並びに交付金でございます。

款4・支払基金交付金は、予算現額5億9,124万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも5億774万2,371円で、これにつきましても介護給付費及び介護予防事業費等に対する交付金で、第2号被保険者保険料による交付金でございます。

款5・府支出金は、予算現額2億8,183万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億7,058万4,089円で、これも介護給付費及び介護予防事業費等に対する府負担金並びに補助金でございます。

款6・繰入金金は、予算現額3億6,192万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3億1,081万8,475円でございます。これにつきましては一般会計からの繰入金金でございます。

款7・諸収入は、予算現額13万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1万3,404円でございます。預金利子、延滞金収入でございます。

款8・繰越金は、予算現額1億3,684万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億3,685万8,669円で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

292ページ、293ページを御覧いただけますでしょうか。

款1・総務費は、予算現額6,886万2,000円に対しまして、支出済額5,813万470円で、この経費は介護保険事務事

業の管理運営及び保険料の賦課徴収等の事務に要した経費でございます。

款2・保険給付費は、予算現額20億8,258万3,000円に対し、支出済額17億8,819万265円で、各種介護サービス費及び審査支払手数料に要した経費でございます。

款3・財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、令和元年度におきましても支出はございません。

款4・地域支援事業費は、予算現額1億5,540万3,000円に対しまして、支出済額1億3,873万6,710円で、これにつきましては介護予防事業並びに包括的支援事業などに要した経費でございます。

款5・基金積立金は、予算現額1億1,561万5,000円に対しまして、支出済額1億1,561万4,928円で、これにつきましては介護給付費準備基金への積立金でございます。

款6・公債費につきましては、執行額はございません。

款7・諸支出金は、予算現額1,438万円に対しまして、支出済額1,396万6,936円で、これにつきましては介護保険料の還付金及び国府支払基金等への償還金に要した経費でございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第18「第6号認定 令和元年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

それでは、第6号認定、令和元年度豊能

町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつかまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書の337ページをお開き願います。

令和元年度の下水道事業特別会計の決算は、歳入合計4億6,055万1,596円、歳出合計4億3,167万7,455円で、差引残高2,887万4,141円を翌年度に繰り越すものでございます。

338ページ、次のページを御覧ください。

歳入より御説明を申し上げます。

款1・分担金及び負担金は、予算現額1,000円、調定額16万4,400円、収入済額10万9,600円で、収入未済額5万4,800円でございます。これは東地区内の1件分の下水道負担金でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算現額2億4,866万6,000円、調定額2億7,245万7,159円、収入未済額2億5,494万2,790円で、不納欠損額4万9,595円、収入未済額1,746万4,770円でございます。これは下水道使用料と指定工事店登録手数料などの手数料でございます。なお、収入未済額でございますが、令和2年7月末現在では63万7,355円となっております。

続きまして、款3・国庫支出金につきましては、予算現額500万円、調定額・収入済額ともに500万円でございます。これはストックマネジメント計画策定業務に係ります社会資本整備総合交付金でございます。

款4・財産収入は、予算現額12万5,000円、調定額、収入済額とも9万4,660円でございます。これは基金の運用益で

ございます。

款5・繰入金は、予算現額1億6,595万1,000円で、調定額、収入済額とも1億3,106万8,295円でございます。これは一般会計、下水道建設基金及び下水道債、管理基金からの繰入れでございます。

款6・繰越金は、予算現額68万1,000円、調定額、収入済額とも2,954万2,831円でございます。これは前年度の繰越金でございます。

款7・諸収入は、予算現額4,000円、調定額、収入済額とも89万3,416円でございます。これは排水設備工事調書代や流域下水道事業負担金の精算金などがございます。

款8・町債は、予算現額3,890万円、調定額、収入済額とも3,890万円でございます。これは流域下水道債と下水道事業債でございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

239ページ、次のページを御覧ください。

款1・下水道費は、予算現額2億6,870万7,000円、支出済額2億4,236万4,750円でございます。これは、消費税に係る公課費のほか、下水道の事務管理に要した経費と職員の人件費、流域下水道の維持管理負担金など、下水道施設の維持管理に要した経費及び管渠更生工事や流域下水道事業の建設負担金など、下水道建設の整備に要した経費でございます。

款2・公債費は、予算現額1億9,011万2,000円、支出済額1億8,931万2,701円でございます。これは償還金の元金及び利子でございます。

予備費の執行はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議賜り御認定くださいますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第19「第68号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第68号議案、令和2年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件について御説明申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業及び災害を始め年度途中から執行せざるを得ない事業について予算を計上するものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に4億4,968万6,000円を増額し、総額を95億4,497万9,000円とするものでございます。

次に、第2条としまして繰越明許費でございます。5ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」のとおり、款11・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費の公園施設災害復旧事業、これは光風台6丁目の緑地の災害復旧工事ですが、この事業について今年度中に完了する見込みがないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3条としまして債務負担行為の補正でございます。6ページをお開き願います。

「第3表 債務負担行為追加」に記載のとおり、ユーベルホール等施設一括管理事業について、令和2年度から5年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第4条としまして地方債の補正でございます。7ページを御覧願います。

追加と変更がございますが、まず「第4表 地方債補正追加」のとおり、河川に係る公共土木施設災害復旧事業債と、緑地に係る公園施設災害復旧事業債の2件について新たに発行するものでございます。

次に、8ページの「地方債補正変更」でございますが、防災行政無線遠隔操作機能追加事業債と、臨時財政対策債の2件について、限度額をそれぞれ増額するものでございます。

それでは、今回の補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。18ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の1.庁舎等管理事業は、住民対応窓口における感染対策のため、パーテーション等を追加して設置するものでございます。

目6・企画費の5.地域公共交通促進事業は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けたバス・タクシー会社に対し支援金を交付するものでございます。

次の8. NPO等支援事業は、NPO法人が新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式に沿った事業を展開することに対して支援を行うものでございます。

目7・支所費の2.支所庁舎管理事業は、第一総合駐車場を来年3月をもって閉鎖することに伴い、駐車スペースを確保するため、支所の駐車場と交番横の空き地を整備するものでございます。

目10・防災諸費の3.赤ちゃんサポート給付金事業は、特別定額給付金の支給基準日である4月27日の翌日以降に出生したため、給付金の対象とならなかった新生児や妊婦に対し、町独自の給付金を1人10万円給付するものでございます。

19ページを御覧願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目

1・社会福祉総務費の19.障害者（児）相談支援事業所支援事業及び次の目2・老人福祉費の9.介護サービス事業所支援事業は、それぞれ町内の障害者（児）相談支援事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所に対し、感染対策に係る支援金を1施設20万円給付するものでございます。

項2・児童福祉費、目2・児童福祉施設費の2.吉川保育所管理事業、次の4.子育て支援センター運営事業、また20ページの目4・育成室運営費の2.留守家庭児童育成室管理事業は、いずれも各施設の感染対策を強化するものでございます。なお、吉川保育所においては空調機を更新いたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費の2.保健衛生推進事業は、豊能広域子ども救急センターの感染防止策等により負担金が増額となるものでございます。

21ページを御覧願います。

同じ目の3・国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金事業は、歯科診察台の更新や感染の疑いのある患者用の出入口を確保するなど、診療所の感染対策の費用を繰り出すものでございます。

なお、当初予算で計上しておりました経費の一部にこのたびの臨時交付金を充当するため繰出金を増額いたします。

目2・予防費の3.予防接種推進事業は、新型コロナとインフルエンザの同時流行による医療体制のひっ迫を避けるため、65歳以上のインフルエンザ予防接種の自己負担額を無償とするものでございます。

目3・母子衛生費の3.子育て世代包括支援センター母子保健型運営事業及び目4・保健福祉センター運営費の2.保健福祉センター管理事業は、いずれも各施設の感染対策を強化するものでございます。

目7・上水道費の1. 上水道事業補助事業は、5月議会で補正予算をお認めいただきました水道基本料金の免除について、予算が不足したため増額するものでございます。

22ページをお開き願います。

項2・清掃費、目1・塵芥処理費の5. ごみ収集事業は、清掃作業員の熱中症予防のため、被服を購入するものでございます。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費の4. 農×観光戦略推進事業は、本町特産品のヤーコンを、産官学の連携により製品化するための臨床試験を行う費用及び農産物直売所志野の里の感染対策などの費用でございます。

23ページを御覧願います。

款7・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費の1. 人件費事業と、2. 商工事務事業でございますが、町内の消費喚起のため買物をする際に割引を受けられるお買物補助券を発行するものでございます。

24ページをお開き願います。

款8・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路維持費の1. 町道維持管理事業は、災害に対する法定外公共物維持管理補助金でございます。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の2. 学校園管理事業は、学校のPCB廃棄物を処理する費用及び給食調理員の熱中症予防や臨時休校による給食費の負担をそれぞれ補助するものなどで、また次の3. 学校園保健衛生事業は、感染対策費用でございます。

25ページを御覧願います。

同じ目の12・保幼小中一貫教育推進事業は、学校運営協議会準備会の講師・委員の謝礼や視察費用など、保幼小中一貫教育を推進するものでございます。

項2・小学校費、目1・学校管理費の2.

小学校管理事業は、特別教室と給食調理室の空調機の整備及び感染拡大防止や学習支援のための備品を整備するものでございます。

目2・教育振興費の1. 小学校教育振興事業は、GIGAスクール構想により購入するタブレット端末等の初期設定費でございます。

26ページをお開き願います。

項3・中学校費、目1・学校管理費の2. 中学校管理事業は、特別教室の空調機の整備及び感染拡大防止や学習支援のための備品を整備するものでございます。

目2・教育振興費の1. 中学校教育振興事業は、GIGAスクール構想によるタブレット端末等の初期設定費でございます。

項4・幼稚園費、目1・幼稚園管理費の2. ひかり幼稚園管理事業及び次の27ページの4. ふたば園管理事業は、空調機のほか、感染対策を強化するものでございます。

次の5. ふたば園管理事業は、漏水による水道料金の増額でございます。

項5・社会教育費、目4・図書館運営費の2. 図書館運営事業は、パーテーションなど感染対策を強化するものでございます。

28ページをお開き願います。

項6・保健体育費、目1・スポーツ振興費の3. シートス管理事業は、感染対策のために休業したシートスについて維持管理や感染防止策に要した費用に対し支援金を給付するものでございます。

款11・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費、目1・耕地災害復旧費でございますが、第65号議案、農地及び農薬用施設災害復旧事業の施行についてにおいて御説明申し上げたとおりでございます。

29ページを御覧願います。

項2・公共土木施設災害復旧費、目1・

公共土木施設災害復旧費でございますが、道路及び河川の災害復旧工事を行うものでございます。

目 2・公園施設災害復旧費でございますが、光風台 6 丁目の緑地の災害復旧工事を行うものでございます。この工事は 5 ページの第 2 表で申し上げましたとおり、翌年度に繰り越して施工いたします。

歳出は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

1 2 ページにお戻り願います。

款 1 1・地方交付税、項 1・地方交付税、目 1・地方交付税でございますが、交付額の確定により増額するものでございます。

款 1 3・分担金及び負担金、項 2・分担金、目 1・災害復旧費分担金は、耕地災害復旧事業に対する受益者負担金でございます。

1 3 ページを御覧願います。。

このたびの補正では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしますが、その説明は省略いたしますので御了承願います。

1 4 ページをお開き願います。

款 1 5・国庫支出金、項 2・国庫補助金、目 6・教育費国庫補助金の節 2・小学校費国庫補助金と、節 3・中学校費国庫補助金の学校施設環境改善交付金でございますが、いずれも特別教室等の空調機を整備することに対し交付されるものでございます。

1 5 ページを御覧願います。

目 8・災害復旧費国庫補助金の節 1・公共土木施設災害復旧費国庫補助金及び節 2・公園施設災害復旧費国庫補助金でございますが、河川と緑地の災害復旧事業に対し交付されるものでございます。

款 1 6・府支出金、項 2・府補助金、目 8・教育費府補助金の節 1・事務局費府補助金、次の節 6・小学校費府補助金及び次

の節 7・中学校費府補助金でございますが、いずれも感染拡大防止や学習支援のための備品整備に対し交付されるものでございます。

1 6 ページをお開き願います。

目 9・災害復旧費府補助金でございますが、耕地災害復旧事業に対し交付されるものでございます。

款 1 9・繰入金、項 1・基金繰入金、目 1・財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として減額するものでございます。

1 7 ページを御覧願います。

款 2 1・諸収入、項 3・雑入、目 3・雑入は、臨時休校による給食費の負担を補助することに対し、全国学校給食会連合会から交付される補助金でございます。

款 2 2・町債は、7 ページ及び 8 ページの「第 4 表 地方債補正」で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

提案理由の説明は以上で終了いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、9 月 8 日午前 9 時 3 0 分より会議を開きます。

本日は大変に御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 21 分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第 7 号報告 専決処分の報告の件（令和 2 年度豊能町一般会計補正予算（第 5 回）の件）
- 第 8 号報告 専決処分の報告の件（工事請負契約の一部変更について）
- 第 5 9 号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 0 号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 1 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 6 2 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 6 3 号議案 豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件
- 第 6 4 号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 6 5 号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 6 6 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 2 回）の件
- 第 6 7 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）の件
- 第 1 号認定 令和元年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 号認定 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 3 号認定 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 4 号認定 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 号認定 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 6 号認定 令和元年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

第68号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 12番

同 1番